

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 65 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 64 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 50 年 6 月まで
② 平成 3 年 4 月から 5 年 3 月まで

申立期間①については、加入手続した記憶は無いのに、振込用紙が送られてきたので、市役所か金融機関で納付した。申立期間②については、引き続き免除申請していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金加入手続を行った記憶は無いとしており、保険料の納付についても市役所か金融機関で行ったとするほかに納付金額等の具体的な説明は無く、申立期間①に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月ごろに払い出されており、A市の被保険者名簿においても、48年3月15日と記載されている資格取得日欄の上段に、当該払出時期に国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる日付印(51.11.7)が押されていることから、申立人は、この時期に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であるほか、特例納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和 63 年ごろから免除申請を行い、その後は毎年市役所で手続を行ったと述べており、その供述どおり、オンライン記録では、同年 9 月以降現在まで申立期間②を除き、毎年免除申請されていることが確認できる。

さらに、申立人は、病気のため定職に就けず、所得が少なかったことから国民年金保険料の免除を申請していたと述べており、申立期間当時も生活状況は、

その前後の保険料免除期間と変わりなかったと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られないほか、申立期間②の保険料免除の審査対象となる平成2年及び3年の所得のみが免除基準を上回る額であったとは考え難く、申立期間②についても免除申請を行っていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成6年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成6年10月31日までA病院に勤め、引き続きB病院に勤務したが、申立事業所の厚生年金保険の資格喪失日が同年10月31日になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された在職証明書及び申立人が所持している平成6年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は平成6年10月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年9月のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人の資格喪失日が平成6年10月31日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から 9 年 2 月まで
私はA社の役員であり、一人で事業を取り仕切ってきた。24 時間勤務であり、365 日休み無しで勤務してきたが、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっており、あり得ない。厚生年金保険の標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によれば、平成 8 年 4 月から 9 年 2 月までの期間の申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 44 万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 3 月 31 日）の後の同年 5 月 23 日付けで 9 万 2,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立期間当時、申立人は取締役であったが、申立人は、「厚生年金保険料を滞納していたことも知らない。社会保険事務所を訪問したことも無い。営業に関する支払手続はしたが、社会保険料の支払手続については全く知らない」と陳述している上、事業主は、「B 社会保険事務所（当時）が督促のために訪問した際、申立人は同席していない。私一人で同社会保険事務所に行った」と回答していることから、申立人は、当該訂正処理について関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要と認められる。

岐阜厚生年金 事案 627～688（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。勤務先の同社が、社会保険事務所（当時）に対し届出を行っていなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 62 件（別添一覧表参照）

[別添]

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	都道府県	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
岐阜 事案627			女	昭和22年生	岐阜県	平成18年7月21日	21万円
						平成18年12月18日	21万9,000円
岐阜 事案628			男	昭和22年生	岐阜県	平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案629			男	昭和25年生	岐阜県	平成18年7月21日	19万5,000円
						平成18年12月18日	20万9,000円
岐阜 事案630			男	昭和26年生	岐阜県	平成18年7月21日	27万円
						平成18年12月18日	28万2,000円
岐阜 事案631			男	昭和28年生	岐阜県	平成18年7月21日	28万円
						平成18年12月18日	31万2,000円
岐阜 事案632			男	昭和23年5月31日	岐阜県	平成18年7月21日	10万円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案633			男	昭和28年生	岐阜県	平成18年7月21日	29万5,000円
						平成18年12月18日	39万円
岐阜 事案634			男	昭和34年生	岐阜県	平成18年7月21日	27万5,000円
						平成18年12月18日	37万円
岐阜 事案635			男	昭和29年生	岐阜県	平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案636			男	昭和38年生	岐阜県	平成18年7月21日	27万5,000円
						平成18年12月18日	35万1,000円
岐阜 事案637			男	昭和42年生	岐阜県	平成18年7月21日	29万円
						平成18年12月18日	35万1,000円
岐阜 事案638			男	昭和34年生	岐阜県	平成18年7月21日	24万5,000円
						平成18年12月18日	25万3,000円
岐阜 事案639			男	昭和27年生	岐阜県	平成18年7月21日	23万5,000円
						平成18年12月18日	23万4,000円
岐阜 事案640			男	昭和43年生	岐阜県	平成18年7月21日	20万5,000円
						平成18年12月18日	22万9,000円
岐阜 事案641			男	昭和43年生	岐阜県	平成18年7月21日	22万5,000円
						平成18年12月18日	24万3,000円
岐阜 事案642			男	昭和43年生	岐阜県	平成18年7月21日	25万5,000円
						平成18年12月18日	29万2,000円

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	都道府県	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
岐阜 事案643			女	昭和44年生	岐阜県	平成18年7月21日	20万5,000円
						平成18年12月18日	23万4,000円
岐阜 事案644			男	昭和26年生	岐阜県	平成18年7月21日	28万円
						平成18年12月18日	31万2,000円
岐阜 事案645			男	昭和40年生	岐阜県	平成18年7月21日	21万5,000円
						平成18年12月18日	23万4,000円
岐阜 事案646			男	昭和42年生	岐阜県	平成18年7月21日	29万円
						平成18年12月18日	37万円
岐阜 事案647			男	昭和44年生	岐阜県	平成18年7月21日	22万円
						平成18年12月18日	24万8,000円
岐阜 事案648			女	昭和44年生	岐阜県	平成18年7月21日	20万5,000円
						平成18年12月18日	22万4,000円
岐阜 事案649			男	昭和43年生	岐阜県	平成18年7月21日	25万5,000円
						平成18年12月18日	33万1,000円
岐阜 事案650			男	昭和45年生	岐阜県	平成18年7月21日	21万5,000円
						平成18年12月18日	22万4,000円
岐阜 事案651			男	昭和45年生	岐阜県	平成18年7月21日	20万5,000円
						平成18年12月18日	23万4,000円
岐阜 事案652			男	昭和46年生	岐阜県	平成18年7月21日	20万円
						平成18年12月18日	22万9,000円
岐阜 事案653			男	昭和20年生	岐阜県	平成18年7月21日	10万円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案654			男	昭和36年生	岐阜県	平成18年7月21日	29万円
						平成18年12月18日	37万円
岐阜 事案655			女	昭和25年生	岐阜県	平成18年7月21日	7万円
						平成18年12月18日	7万8,000円
岐阜 事案656			男	昭和47年生	岐阜県	平成18年7月21日	21万円
						平成18年12月18日	21万9,000円
岐阜 事案657			男	昭和47年生	岐阜県	平成18年7月21日	22万5,000円
						平成18年12月18日	24万3,000円
岐阜 事案658			男	昭和34年生	岐阜県	平成18年7月21日	29万5,000円
						平成18年12月18日	38万円

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	都道府県	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
岐阜 事案659			男	昭和48年生	岐阜県	平成18年7月21日	20万円
						平成18年12月18日	21万4,000円
岐阜 事案660			男	昭和36年生	岐阜県	平成18年7月21日	24万円
						平成18年12月18日	24万8,000円
岐阜 事案661			女	昭和50年生	岐阜県	平成18年7月21日	16万円
						平成18年12月18日	19万円
岐阜 事案662			女	昭和49年生	岐阜県	平成18年7月21日	17万円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案663			男	昭和48年生	岐阜県	平成18年7月21日	21万5,000円
						平成18年12月18日	24万3,000円
岐阜 事案664			女	昭和50年生	岐阜県	平成18年7月21日	17万円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案665			女	昭和48年生	岐阜県	平成18年7月21日	17万円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案666			男	昭和27年生	岐阜県	平成18年7月21日	29万5,000円
						平成18年12月18日	38万円
岐阜 事案667			男	昭和48年生	岐阜県	平成18年7月21日	22万円
						平成18年12月18日	22万4,000円
岐阜 事案668			男	昭和51年生	岐阜県	平成18年7月21日	21万円
						平成18年12月18日	24万3,000円
岐阜 事案669			女	昭和30年生	岐阜県	平成18年7月21日	8万円
						平成18年12月18日	9万7,000円
岐阜 事案670			女	昭和49年生	岐阜県	平成18年7月21日	8万円
						平成18年12月18日	9万7,000円
岐阜 事案671			女	昭和29年生	岐阜県	平成18年7月21日	7万円
						平成18年12月18日	9万7,000円
岐阜 事案672			女	昭和33年生	岐阜県	平成18年7月21日	6万円
						平成18年12月18日	6万8,000円
岐阜 事案673			女	昭和41年生	岐阜県	平成18年7月21日	19万円
						平成18年12月18日	21万4,000円
岐阜 事案674			女	昭和54年生	岐阜県	平成18年7月21日	16万5,000円
						平成18年12月18日	18万5,000円

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	都道府県	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
岐阜 事案675			男	昭和55年生	岐阜県	平成18年7月21日	19万円
						平成18年12月18日	20万9,000円
岐阜 事案676			女	昭和55年生	岐阜県	平成18年7月21日	16万円
						平成18年12月18日	18万5,000円
岐阜 事案677			男	昭和56年生	岐阜県	平成18年7月21日	18万5,000円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案678			女	昭和56年生	岐阜県	平成18年7月21日	16万円
岐阜 事案679			男	昭和58年生	岐阜県	平成18年7月21日	18万円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案680			男	昭和41年生	岐阜県	平成18年7月21日	20万5,000円
						平成18年12月18日	20万9,000円
岐阜 事案681			男	昭和57年生	岐阜県	平成18年7月21日	18万円
						平成18年12月18日	19万5,000円
岐阜 事案682			男	昭和60年生	岐阜県	平成18年7月21日	17万円
岐阜 事案683			男	昭和60年生	岐阜県	平成18年7月21日	17万円
						平成18年12月18日	17万5,000円
岐阜 事案684			女	昭和60年生	岐阜県	平成18年7月21日	15万円
						平成18年12月18日	16万5,000円
岐阜 事案685			女	昭和35年生	岐阜県	平成18年7月21日	3万円
						平成18年12月18日	4万8,000円
岐阜 事案686			女	昭和47年生	岐阜県	平成18年7月21日	3万円
岐阜 事案687			女	昭和62年生	岐阜県	平成18年7月21日	3万円
						平成18年12月18日	14万6,000円
岐阜 事案688			男	昭和40年生	岐阜県	平成18年7月21日	3万円
						平成18年12月18日	14万6,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

母親が国民年金の加入手続をしてくれた時期は定かでないが、母親が区の婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していたはずである。当時、同居していた弟は、すべての期間において納付済みとなっており、私は月々の給料を母親に渡していたので、母親が弟の国民年金保険料だけ納付していたとは思えない。資料は無いが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続をしてくれた時期は定かでないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月ごろに、その弟と連番で払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人とその弟の国民年金加入手続は、このころに同時に行われたものと考えられる。

また、当該払出月においては、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるほか、遡^{そきゅう}及納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、同居していたその弟は、すべての国民年金加入期間において保険料が納付済みとなっていると主張しているが、その弟についても、申立人と同様に、昭和47年度以前は未納となっていることから、申立人及びその弟の国民年金保険料を納付したとする母親は、国民年金の加入手続を行ったと考えられる48年度の国民年金保険料から納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続と国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は既に亡くなっており証言を得ることができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が明確でない上、申立人の弟も亡母が納付したはずと述べるのみで、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から63年3月まで
成人になったら国民年金に加入することが国民の義務と言われていた。老後のためにと思い、保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年5月に払い出されており、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせるような事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続や保険料納付についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、結婚前は、送られてくる納付書により金融機関で納付したとするのみで具体的な供述を得ることができず、結婚後は元妻に任せていたとしていることから、当時の状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間中に転居をしているが、その際に国民年金関係の手続をした形跡が見受けられず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は155か月と長期間であり、申立人の元妻も、平成6年に第3号被保険者となるまで国民年金に未加入である。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和54年12月の結婚以降、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の元妻から証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から44年3月まで
国民年金に加入できるようになったので、国民年金に加入した。申立期間は間違いなく保険料を納めた。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても、間違いなく納めたはずであると述べるのみで、申立期間当時の記憶が無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は昭和40年1月6日に婚姻しているが、婚姻前に、申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉からは証言を得ることはできないほか、婚姻後に一緒に納付していたであろうとするその妻も申立期間は未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間は84か月と長期間であり、住民票から、申立人は申立期間中にA市へ転入していることが確認できるが、その際に国民年金関係の手続をした形跡が見受けられず、当時の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から同年9月まで
平成17年4月の結婚を契機に国民年金に加入し、私の夫が夫の保険料と一緒に納付書で納付した。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続の記憶が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録によると、平成17年9月ごろに未加入期間国民年金適用勧奨対象者一覧表が作成された旨の記録がある上、オンライン記録及び市の被保険者名簿においても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されなかったため、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと推定される。

さらに、申立人の夫の平成17年分の源泉徴収票を確認したところ、申立人の夫の国民年金保険料が控除されていることは確認できるが、申立人の国民年金保険料が控除された形跡は見当たらないことから、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から40年3月まで

A市で働いていた時、20歳を迎えると同時に同市B区役所で加入手続をして、国民年金手帳と年金の領収印を押す証書をもらい納付していた。納付したことを証明する書類等を処分したことで、納付を証明できないことが悔やまれるため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年4月に転入したC市で同年7月に払い出されており、当該払出月においては、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人は、複数年分をまとめて納付したことは無いと述べており、特例納付した形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、A市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付方法に係る供述が変遷するなど、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 3 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 18 年 5 月 1 日から 19 年 8 月 31 日まで

平成 18 年 4 月 3 日から A 社に入社したが、同年 4 月は厚生年金保険の被保険者とされていない。また、同年 5 月から 19 年 8 月までの期間について給料が 25 万円前後あったが、オンライン記録の標準報酬月額が実際の給料より低い。18 年 4 月を厚生年金保険被保険者期間とし、同年 5 月から 19 年 8 月までの期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び A 社から提出された申立人に係る賃金台帳に記入された入社年月日と退職年月日から、申立人は申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社から提出された申立人に係る平成 18 年 5 月から 19 年 4 月までの期間の賃金台帳では、18 年 4 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、申立事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」の申立人の資格取得年月日は同年 5 月 1 日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であること

から、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人が提出した平成18年7月、同年10月及び19年6月から同年11月までの期間の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額と当該事業所から提出された申立人に係る賃金台帳上の厚生年金保険料控除額は一致している上、当該賃金台帳により、申立期間②に係る事業主が源泉徴収していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

岐阜厚生年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月9日から30年4月24日まで
昭和54年に年金手帳の再交付を受けた。その際、名前（読み方は同じ）と生年月日が違っており申し出たら、それぞれを修正するための訂正通知書を提出するように指示され、本来の名前と生年月日に変える手続をした。当時は、役所の言うことだからと言うとおりに変更した。しかし、その時引き継いだ過去の記録は他人のものであり、脱退手当金として支給したという相手もその他人なのではないか。私には受け取った記憶が無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、当該台帳の生年月日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日直後の昭和30年5月4日に、戸籍上の生年月日に訂正されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給したことに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 23 日から 40 年 8 月 18 日まで
② 昭和 40 年 8 月 18 日から同年 11 月 18 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 18 日から 41 年 4 月 26 日まで
④ 昭和 41 年 5 月 2 日から 43 年 4 月 2 日まで
⑤ 昭和 43 年 4 月 2 日から 46 年 9 月 26 日まで

A社を辞めてから、一時金も退職金も何ももらっていないので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所（当時）には、脱退手当金裁定請求書及び裁定荷が保管されており、当該請求書に申立人の署名、押印があり、払渡希望の銀行名又は郵便局名は、申立人の当時の住所地の最寄り郵便局であったことが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、申立期間⑤に係る事業所を退職した約2年2か月後の昭和48年11月に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年11月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 9 月 29 日まで

私は、結婚を理由に退職するまでA社に勤務したが、同事業所での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みとなっているが、受け取った記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を退職したときに厚生年金保険被保険者証を受け取り、B社へ勤めたときに同被保険者証を提出した」と供述をしているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、A社とB社の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年11月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。